秋田市告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８年10月５日

秋田市長　沼　谷　　純

１　指定

事業所名称	所　在　地	指定年月日
ミチヒロ胃腸内科クリニック	秋田市広面字鍋沼93番地１	令和８年８月１日
中央薬局　将軍野店	秋田市将軍野青山町３番16号	令和８年６月１日

２　廃止

事業所名称	廃止年月日
しかま医院	令和８年６月30日